

横須賀市PTA協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、横須賀市PTA協議会と称し、事務所を横須賀三浦教育会館に置く。

(目的)

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) PTA相互の連絡を密にし、情報並びに意見を交換する。
- (2) 民主教育の理解を深め、これを高揚発展させる。
- (3) 家族、学校並びに社会の協力を得て児童・生徒の福祉を増進する。
- (4) 成人教育を盛んにし、家庭生活及び社会生活の向上を図る。
- (5) 児童・生徒の教育環境の整備に努める。
- (6) その他PTA活動上必要な事項を協議し推進する。

(方針)

第3条 本会は児童・生徒、青少年の福祉のため活動する諸団体及び機関と協力する。

第4条 本会は教育振興のため関係機関に意見を具申し、参考資料を提供するが学校の管理や人事には干渉しない。

第5条 本会は他のいかなる団体からも支配統制を受けない。また、各学校の単位PTAおよびそれに準ずる団体(以下合わせて「単位PTA」という)及び地域ごとにPTA活動を行う目的で設置する部会(以下「地区部会」という)の自主的な活動を尊重し、これを制約することをしない。

第6条 本会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

本会はまた、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

(構成)

第7条 本会は横須賀市小中ろう養護学校の単位PTAおよびそれに準ずる団体の会員をもって構成する。

(役員)

第8条 本会の役員は次のとおりとする。

会長	1名
副会長	若干名
会計(担当副会長)	若干名
総務(担当副会長)	若干名

役員任期は1年とし、再選を妨げない。

第9条 副会長の構成は次のとおりとする。

役員から	若干名
小学校長会の推薦	1名
中学校長会の推薦	1名

(会計監査)

第10条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査をおく。

(地区部会)

第11条 本会に地区部会を置き、構成は次のとおりとする。

単位PTA会長、副会長、校長(会長、副会長については、それに準ずる役職または単位PTAが選出した者含む)

2 地区部会は次の役員を選出する。

部会長	1名
副部会長	1名(任意)
会計	1名(任意)

3 各地区部会に所属する単位PTAは、細則で定める。

(顧問)

第 12 条 本会に顧問を置くことができる。
顧問は会長が委嘱する。

(役員等の選出方法)

第 13 条 会長の選出については、各地区部会から推薦された候補者を指名委員会が選出し、総会で承認を得るものとする。

(指名委員会)

第 14 条 指名委員は次により選出される。
地区部会より 各1名
役員会より 3名
(うち1名は校長会より)

(役員等の補充)

第 15 条 本会の役員及び会計監査に欠員を生じた場合は、欠員者の所属する地区部会から補充してもらう。ただし、任期は前任者の残存期間とする。

(運営)

第 16 条 会議は、総会、役員会、その他必要に応じた会議を、会長がこれを招集する。

(総会)

第 17 条 総会は、各単位PTAの会長、副会長(またはそれに準ずる役職)1名及び校長をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第 18 条 総会は会長が招集する。総会は、定期総会、文書総会及び臨時総会とする。定期総会は原則として毎年5月に開催する。

2 文書総会及び臨時総会は、役員会が必要と認めた場合に招集される。

第 19 条 総会の成立は、総会構成員の3分の1以上とする。委任状は出席者の数に加算する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

2 文書総会は総会構成員の過半数の提出により成立し、議決は提出者の過半数の同意を必要とする。

(役員会)

第 20 条 役員会は役員及び会則第 22 条に定める委員長、副委員長によって構成される。

2 役員会の定数は役員会構成員の2分の1以上とし、議決は議決権のある出席者の過半数の同意を必要とする。

(地区部会会議)

第 21 条 部会長は必要に応じ地区部会会議を開催する。

(委員会)

第 22 条 会長は、役員会の承認を得て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、役員会の承認を得て会長が指名する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員の任期は原則として1年とし、再任は妨げない。ただし、委員長、副委員長について、同一役職は3年以内とする。

(事務局)

第 23 条 本会に経理及び運営に必要な事務処理を行うために事務局を置く。

2 事務局の運営等については、別に定める横須賀市PTA協議会事務局運営要綱により行う。

(経理)

第 24 条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の経費は本会の目的達成のために支出し、他に流用してはならない。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は5月1日から翌年4月末日までとする。

(入退会)

第26条 入退会については、細則で定める。

(会員の個人情報の取扱いについて)

第27条 個人情報の取り扱いについては細則に定める。

(改正)

第28条 本会の会則は総会において改正する。

(その他)

第29条 本会の運営に関し、必要な事項は会長が役員会の承認を得て、別に定めることができる。

附則

1 この会則は、平成23年5月20日から施行する。

2 平成25年5月23日 一部改正
平成25年5月24日施行

平成27年5月16日 第9条改正
平成27年5月17日施行

令和3年2月15日 第9条改正
令和3年2月16日施行

令和4年1月24日施行
第29条、第30条追加

令和5年3月13日全面改定
令和5年3月14日施行